

蒲郡市物品等電子調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号）に定めるもののほか、蒲郡市（以下「市」という。）があいち電子調達共同システム（物品等）を利用して行う物品の買入れ若しくは借り入れ又は役務の提供に係る調達の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領は、電子入札において蒲郡市物品購入等に係る競争入札参加者及び見積書提出者の心得（以下「心得」という。）に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、心得の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネット等の情報通信技術を利用して行う情報システムをいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造若しくは販売又は役務の提供に係る入札等に参加するための入札参加資格申請に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して行う入札・開札等の手続をいう。
- (6) 紙入札 電子入札システムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。
- (7) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限

の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

- (8) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。
- (9) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、市へ入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。
- (10) 契約担当者 市長又はその委任を受けて入札案件の登録から契約の締結に至る一連の事務手続きを行う者をいう。
- (11) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。
- (12) 開札場所 開札に使用するパソコンが設置されている事務室、会議室等をいう。

（電子入札の対象となる入札方式）

第4条 電子入札の対象となる入札方式は次に掲げるものとする。ただし、市長が電子入札に付することが適当でないとするものは除く。

- (1) 一般競争入札（総合評価一般競争を除く。）
- (2) 指名競争入札（総合評価一般競争を除く。）
- (3) 随意契約（オープンカウンタ（公開見積競争）に限る。）

（電子入札システムを利用できる者）

第5条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムにより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度パスワードの変更は要しない。

（ICカードの登録）

第6条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札シス

テムに I C カードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みの I C カードが失効した場合又は I C カードを更新した場合、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める登録を行わなければならない。

(1) 登録済みの I C カードが失効した場合 新たに取得した I C カードにより再度 I C カードの登録を行う。

(2) I C カードを更新した場合 登録済みの I C カード及び新たに取得した I C カードを用いて I C カードの更新の登録を行う。

(I C カードの名義人)

第 7 条 I C カードの名義人は市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から市の入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は、受任者とする。

2 I C カードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第 2 項第 2 号の方法により新たな名義人の I C カードに更新しなければならない。

(I C カードの不正使用等における取扱い)

第 8 条 電子入札参加者が、I C カードの不正使用等(他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合等をいう。以下同じ。)をしたときは、市長は次の各号に掲げる I C カードの不正使用等が判明した時点の区分に応じ、当該各号の定める取扱いができるものとする。

(1) 開札までに I C カードの不正使用等が判明した場合 当該案件への入札参加資格を取消すとともに、既に入札済みのものは、当該入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに落札者による I C カードの不正使用等が判明した場合 落札決定を取消す。

(3) 契約締結後に落札者による I C カードの不正使用等が判明した場合 契約を解除する。

(案件登録等)

第 9 条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第 10 条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより電子署

名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）を申請期間内に市長へ提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第11条 市長は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）を電子入札システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

（指名の通知）

第12条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、契約規則第5条に掲げる事項を記載した指名通知書（第3号様式）を電子入札システムにより送信するものとする。

2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

（入札書の提出）

第13条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第24条に規定する再度入札にあつては、再入札書。以下同じ。）を作成し電子署名等を付したうえで、入札受付期間内に市長へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタ（公開見積競争）の場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

（紙入札の承認）

第14条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了までに紙入札参加承認願（第4号様式。以下「承認願」という。）を提出し、市長の承認を得なければならない。ただし、指名通知書等であらかじめ紙入札での参加が認められた者については、承認願を提出することなく、市長の承認を得たものとする。

2 前項の規定により承認願の提出があつた場合は、市長は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとし、その承認又は不承認については、紙入札審査結果通知書（第5号様式）により当該承認願を提出した者に通知するものとする。

(1) ICカードが失効、閉そく又は破損等で使用できなくなり、電子入札におけ

る所定の期日までに再発行される見込みがなく、市長がやむを得ないと認める場合

(2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義人でのICカード取得の途中の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加者等にやむを得ない事由があると認められる場合

3 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札の承認を受けた入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

（紙入札の取扱い）

第15条 紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書及び入札書（第6号様式）の提出場所、提出方法については、案件ごとに市長が指示するものとする。

2 書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

（入札の辞退）

第16条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、市長へ辞退届（第7号様式）（第24条に規定する再度入札にあつては、再入札辞退届（第7号の2様式））を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により市長へ紙入札辞退届（第8号様式）を提出するものとする。

2 入札書を提出した後は、入札を辞退することができない。

（入札の中止）

第17条 市長は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 市長は、入札を中止した場合、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

（開札予定日時等の変更）

第18条 市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参

加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書（第9号様式）を送信するものとする。

（開札）

第19条 開札は、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会者」という。）の立会のうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札がある場合、契約担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

（入札の無効）

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 心得に規定する事項

(2) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(3) 電子署名等のない入札

(4) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札

(5) 入札において資料の提出を求めたにもかかわらずこれを提出しない者のした入札

（電子くじによる落札者の決定）

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の3桁の数値）を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

（落札者の決定の通知）

第22条 落札者を決定した場合は、市長は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書（第10号様式）を送信するものとする。

（保留の通知）

第23条 市長は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書（第11号様式）を送信するものとする。

（再度入札）

第24条 市長は開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制

限の範囲内がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うことができる。

- 2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、電子入札システムにより再入札通知書（第12号様式）を送信するものとする。
- 3 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに市長が定めるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、オープンカウンタ（公開見積競争）においては、再度見積りは実施しないこととする。

（不調）

第25条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書（第13号様式）を送信するものとする。

（紙入札参加者への通知）

第26条 紙入札参加者に対する第18条、第22条、第23条、第24条第2項及び前条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

（結果の公表）

第27条 市長は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

（電子入札システムによる提出）

第28条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書、辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

- 2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到着を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

（電子入札ファイルの提出）

第29条 電子入札参加者は、市長へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

- 2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH又はZIP形式に限定するものとする。自己解凍方式（EXE形式）は、これを認めない。

- 3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、次のとおりとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	DOC、DOCX 形式
Microsoft Excel	XLS、XLSX 形式
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・テキストファイル（TXT 又は CSV 形式） ・PDF ファイル（Adobe Acrobat で作成したもの） ・画像ファイル（JPEG 又は GIF 形式） ・その他契約担当者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

※ TXT 形式は、Windows 付属のメモ帳により開封できるものに限る。

CSV 形式は、Microsoft Excel で開封できるものに限る。

- 4 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 5 契約担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と契約担当者が判断するときに限り認めるものとする。
- 6 電子ファイルによる送信ができない場合については、市長の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。この場合における提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

（障害時等の対応）

第30条 案件登録後、市長の使用に係る電子入札システムの障害、天災、広域停電、通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと市長が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

- 2 紙入札へ変更する場合は、契約担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（第

14号様式)により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること。
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項
(その他)

第31条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市物品等電子調達実施要領の規定による諸様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

競争入札参加資格確認申請書

蒲 郡 市 長 様

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

下記案件に係る入札に参加したいので、競争入札参加資格を確認してください。
なお、申請内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称

年 月 日

競争入札参加資格確認通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

蒲 郡 市 長

先に申請のありました下記案件に係る競争入札参加資格については、次のとおり確認しました。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札受付期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
- 5 開札日時 年 月 日 時 分
- 6 備考
- 7 競争入札参加資格の有無
- 8 理由

年 月 日

指 名 通 知 書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

蒲 郡 市 長

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認のうえ、入札に参加してください。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 質問申請期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 5 同等品申請期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 6 入札受付期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 7 開札日時 年 月 日 時 分
- 8 納期（履行期間） 年 月 日
- 9 納入場所（履行場所）
- 10 備考

紙入札参加承認願

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記案件について、下記の理由により電子入札システムを利用しての入札参加（見積書提出）ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	案 件 名	
2	電子入札で 参加できない 理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理由

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

蒲 郡 市 長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への審査結果を通知します。

記

1	案 件 名	
2	審 査 結 果	紙入札での参加を 1 承認する 提出場所 2 承認しない 理由

入札書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり入札します。

記

1 案件名

2 入札執行回数 回目

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）

くじ番号			
------	--	--	--

※3桁の任意の数値を記入すること。

※見積の場合は、「入札」の文字を「見積」と書き換えること。

※役務の場合は、「品名」を「業務名」、「数量」を「業務量」と書き換えること。

※金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

辞退届

蒲 郡 市 長 様

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札を辞退します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目

第7号の2様式（第16条関係）

年 月 日

再入札辞退届

蒲 郡 市 長 様

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る再入札を辞退します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目

第8号様式（第16条関係）

年 月 日

紙入札辞退届

蒲 郡 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記案件に係る入札を辞退します。

記

- 1 案件名
- 2 入札執行回数 回目
- 3 辞退理由

年 月 日

日時変更通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

蒲 郡 市 長

下記案件については、次のとおり日時の変更を通知します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 （入札）執行回数 回目
- 5 入札（見積）受付期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 6 開札日時 年 月 日 時 分
- 7 理由

第10号様式（第22条関係）

年 月 日

落札決定通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

蒲 郡 市 長

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 開札日時 年 月 日 時 分
- 5 落札者
- 6 落札金額 円

第11号様式（第23条関係）

年 月 日

保留通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

蒲 郡 市 長

下記案件については、落札の決定を保留します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 （入札）執行回数 回目
- 5 理由

第12号様式（第24条関係）

年 月 日

再入札通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

蒲 郡 市 長

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目
- 5 入札受付期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 6 開札日時 年 月 日 時 分
- 7 入札最低金額 円
- 8 理由

第13号様式（第25条関係）

年 月 日

不調通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

蒲 郡 市 長

下記案件については、不調となりました。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 （入札）執行回数 回目
- 5 理由

入札方法変更通知書

様

蒲 郡 市 長

下記案件について、蒲郡市物品等電子調達実施要領第30条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 既に完了している書類の送受信について
 - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札（見積）書は除く。）
 - (2) 既に送信された入札（見積）書は無効とし、開札は行いません。
 - (3) 既に入札（見積）書を送信した方は改めて入札（見積）書を提出してください。
- 5 紙入札に関する事項
 - (1) 入札（見積書提出）日時
 - (2) 入札（見積書提出）場所
 - (3) その他